

札幌市重症心身障がい児者等受入促進事業実施要綱

(平成24年 4 月25日保健福祉局長決裁)

(目的)

第1条 札幌市重症心身障がい児者等受入促進事業は、重症心身障がい児者又は医療的ケアを必要とする障がい児者が、日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう必要な支援体制を整備することを目的に実施する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定生活介護 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護をいう。
- (2) 指定短期入所 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所をいう。
- (3) 指定共同生活援助 障害者総合支援法第5条第16項に規定する共同生活援助をいう。
- (4) 指定児童発達支援 児童福祉法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援をいう。
- (5) 指定放課後等デイサービス 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (6) 看護師 保健師助産師看護師法第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師をいう。
- (7) 重症心身障がい児者等 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい児者又は別表1に定める医療行為を1以上必要とする障がい児者をいう。

(事業の実施方法)

第3条 本事業は、第4条に定める要件を満たす事業所に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより実施する。

(補助金の交付要件)

第4条 本事業による補助金の交付は、障害者総合支援法第36条第1項に基づく指定を受けた本市区域内の指定生活介護、指定短期入所（空床利用型の医療型短期入所を除く。）、指定共同生活援助、児童福祉法第21条の5の15第1項に基づく指定を受けた本市区域内の指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスを行う事業所において、重症心身障がい児者等を受入れるために、看護師を配置した場合に実施する。

2 本事業による補助金は、最初に交付を受けた年度からその翌々年度までの期間に交付する。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により市長が特に必要があると認めるときは、最初に交付を受けた年度の翌年度以降の補助金をそれぞれ次年度に先送りして交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、補助対象年度当初日において、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定を受けてから1年を経過したサービスについては、天災地変その他やむを得ない事由により市長が特に必要があると認めるときを除き、最初の交付の対象外とする。

4 前3項の規定にかかわらず、札幌市補助金等交付規則（令和8年3月31日札幌市規則第24号。以下「規則」という。）第5条第3項第1号から第3号に規定する者は、交付の対象としない。

（補助金の申請）

第5条 前条の補助金の交付要件を満たす指定生活介護、指定短期入所、指定共同生活援助、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「補助対象事業」という。）を運営する法人は、補助を受けようとするときは、「補助金交付申請書」（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、「補助金交付決定通知書」（第2号様式）により通知する。

（事業実績報告書の提出）

第7条 前条により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、事業の終了後速やかに「補助金交付変更申請 兼 事業実績報告書」（第3号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、「補助金確定通知書」（第4号様式）により補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、前条に規定する補助金の確定後に支出する。

（補助金の算定方法及び交付額）

第10条 本事業による補助金の交付額は、別表2の事業種別ごとに、補助要件を満たした各月に発生する補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助基準額を比較していずれか少ない額とする。

（事業計画等の変更）

第11条 補助対象者は、著しく事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（届出義務）

第12条 補助対象者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象事業を運営する法人の代表者及び同事業を行う事業所の住所を変更するとき
- (2) 補助対象事業を行う事業所を休止又は廃止するとき
- (3) 事業内容に変更が生じたとき

（調査）

第13条 市長は、補助対象事業の適正かつ効果的執行を期するため、随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付要件を欠いたとき
- (2) 不正行為があったとき
- (3) その他市長が補助することを不適當と認めたとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しの部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存年限)

第16条 補助対象者は、補助金の交付を受けた日から5年間、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を保管しなければならない。

(その他)

第17条 その他この要綱に定めがないものについては、規則の定めるところによるものとする。

(委任)

第18条 この要綱の執行に関し、その他必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年3月26日から施行し、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間適用する。
- 2 第5条の規定は、平成26年3月31日までに新規の申請が行われた場合に適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月17日から施行する。ただし、平成25年3月26日付の附則については、公布の日から適用を除外する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行し、令和6年4月1日から生じた補助対象経費に対し適用する。ただし、第4条第3項については、令和8年4月1日から生じた補助対象経費に対し適用する。

附 則

この要綱は、令和８年６月10日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

(1)	人工呼吸器の管理	(6)	導尿
(2)	気管切開部の処置	(7)	点滴の管理
(3)	たん吸引	(8)	浣腸
(4)	経管栄養	(9)	摘便
(5)	中心静脈栄養		

別表 2（第10条関係）

なお、この表内において、「障がい者」又は「障がい児」とは、それぞれ重症心身障がい児者等を指すものとする。

事業種別	補助要件	補助対象経費	補助率	補助基準額																
指定生活介護	利用者数等： 補助対象月において、5名以上の障がい者と利用契約を締結するとともに、指定生活介護を提供した延べ障がい者数が営業日数以上であること。 看護師配置： 補助対象月の看護師配置時間が事業所営業日に6時間を超えていること。	人件費（看護師配置に係る費用に限る）に補助対象年度の常勤看護職員等配置加算額を減じて得た額	<table><tr><th>区 分</th><th>補助率</th></tr><tr><td>初年度</td><td>3 / 4</td></tr><tr><td>2 年度</td><td>1 / 2</td></tr><tr><td>3 年度</td><td>1 / 4</td></tr></table>	区 分	補助率	初年度	3 / 4	2 年度	1 / 2	3 年度	1 / 4	<table><tr><th>区 分</th><th>年 額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>3,000千円</td></tr><tr><td>2 年度</td><td>2,000千円</td></tr><tr><td>3 年度</td><td>1,000千円</td></tr></table>	区 分	年 額	初年度	3,000千円	2 年度	2,000千円	3 年度	1,000千円
区 分	補助率																			
初年度	3 / 4																			
2 年度	1 / 2																			
3 年度	1 / 4																			
区 分	年 額																			
初年度	3,000千円																			
2 年度	2,000千円																			
3 年度	1,000千円																			
指定短期入所	利用者数： 補助対象月において、指定短期入所を提供した延べ障がい者及び障がい児数が8名以上であること。 看護師配置： 補助対象月の看護師配置時間が補助対象月中の日数から土・日曜日及び祝日を除く日数に6時間を超えていること。	人件費（看護師配置に係る費用に限る）に補助対象年度の常勤看護職員等配置加算額及び医療的ケア対応支援加算を減じて得た額																		

指定共同 生活援助	利用者数等： 補助対象月において、指定共同生活援助を提供した延べ障がい者数が2名以上であること。 看護師配置： 補助対象月の看護師配置時間が補助対象月中の日数から土・日曜日及び祝日を除く日数に6時間に乗じた数を超えていること。	人件費（看護師配置に係る費用に限る）に補助対象年度の医療的ケア対応支援加算額及び看護職員配置加算額又は医療連携体制加算額（Ⅶ）を減じて得た額		
指定児童 発達支援・放課 後等デイ サービス	利用者数等： 補助対象月において、5名以上の障がい児と利用契約を締結するとともに、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供した延べ障がい児数が営業日数以上であること。 看護師配置： 補助対象月の看護師配置時間が事業所営業日に6時間に乗じた数を超えていること。	人件費（看護師配置に係る費用に限る）に補助対象年度の看護職員加配加算額又は看護職員配置に係る基本報酬及び共生型サービス医療的ケア児支援加算を減じて得た額		

備考1 継続して補助を受けようとする補助対象者にあつては、補助率及び補助基準額中該当する「区分」を適用し、補助金額を算定する。

備考2 千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

備考3 指定児童発達支援・放課後等デイサービスの補助対象経費について、人件費から減じる看護職員配置に係る基本報酬（医療的ケア児を受入れる場合の基本報酬から医療的ケア児を受入れない場合の基本報酬を減じた額）は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（以下「単位数表」という。）第1の1のイの(1)から(3)、ロの(1)から(3)、ニの(1)の(一)から(三)、(2)の(一)から(三)、第3の1のイの(1)の(一)から(三)、(2)の(一)から(三)及びロの(1)から(3)により給付費を請求している場合は下記(1)から(3)に定める額とし、それ以外の場合は0とする。

- (1) 医療的ケア区分（単位数表に定める医療的ケア区分をいう。以下同じ。）3の利用者
1日につき2,000単位に、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額
- (2) 医療的ケア区分2の利用者
1日につき1,000単位に、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額
- (3) 医療的ケア区分1の利用者
1日につき667単位に、別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額

補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者) 所在地
法人名
代表者名

札幌市重症心身障がい児者等受入促進事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定による補助金の交付決定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所の名称等

名称
所在地
障害福祉サービス又は障害児通所支援の種類

2 人員配置計画（常勤換算）

- ・ 看護職員： 人
- ・ 理学療法士又は作業療法士： 人
- ・ 生活支援員又は児童指導員等： 人
- ・ 管理者： 人（専従・ と兼務）

3 添付書類

- (1) 本市区域内で指定生活介護、指定短期入所、指定共同生活援助又は指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを行うことを証する書類の写し
- (2) 重症心身障がい児者等を受け入れるために、看護師を配置したことを証する書類の写し
- (3) 運営規程
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書（抄本）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 年 月 日 号

申 請 者 様

札幌市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました札幌市重症心身障がい児者等受入促進事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に規定する補助金について、交付することを認め、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付決定額

補助対象経費 円
補助金交付決定額 円

2 対象事業所
サービス種別
事業所名

3 補助対象期間
年 月 日から 年 月 日までの期間

4 補助金の確定について

本補助金は、要綱第4条に規定する「補助金の交付要件」を満たした場合、要綱第10条の「補助金の算定方法及び交付額」により交付額の確定を行います。

事業終了後、事業実績報告書（第3号様式）を提出してください。

補助金交付変更申請 兼 事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者) 所在地
法人名
代表者名

年 月 日付第 号をもって決定通知を受けた札幌市重症心身障がい児者等受入促進事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に規定する補助金について、要綱第8条の規定による補助金の確定を受けたいので、要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金額

単位：円

補助金交付決定額	事業実績報告額	補助金確定額

2 添付書類

- (1) 看護師に対し支払った賃金台帳の写し
- (2) 看護師を配置したことを証する書類の写し
- (3) 看護師の勤務時間を証する書類の写し
- (4) 重症心身障がい児者等に対し障害福祉サービス又は障害児通所支援を提供したことを証する書類の写し
- (5) 重症心身障がい児者等と締結する利用契約書の写し
- (6) 補助金交付決定通知書の写し
- (7) 振込先口座の情報がわかるもの（通帳の写し等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

補助金確定通知書

申 請 者 様

第 年 月 日 号

札幌市長

年 月 日付けで事業実績報告のありました札幌市重症心身障がい児者等受入促進事業実施要綱に規定する補助金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 補助対象事業所の名称等
サービス種別
事業所名
- 2 補助対象経費及び補助金額
補助対象経費 円
補助金額 円
- 3 補助金の交付
補助金は本通知後、事業実績報告書添付書類として資料提出を受けた口座へ交付します。